

番号	1.
項目	貴自治体として、法定外任意繰り入れや財政調整基金を活用し、直ちに国保料を引き下げること。
<p>(回答)</p> <p>国民健康保険の事業運営は、保険料と国庫支出金等で賄う仕組みとなっており、事業を安定して運営していくためには、保険給付費等の伸びに応じて、被保険者の方にも応分の負担をお願いすることになります。</p> <p>平成30年度の国民健康保険の都道府県単位化に伴い、大阪府においては、「大阪府国民健康保険運営方針」に基づき、府内市町村の保険料は、被保険者間の負担の公平性の観点から、府内のどこにお住まいでも「同じ所得・同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」とすることとしており、本市としても、令和6年度に府内統一保険料率とする府の方針に沿った対応を行ってきたところです。</p> <p>令和6年度以降は、前述の府の方針に基づき、これまで行ってきた市独自の保険料抑制策を講じることができなくなりますが、大阪府において、府内統一保険料率の抑制・平準化を図るため、市町村において保険料の抑制等に使われてきた財源を大阪府に集約し、有効に活用するなどによる、財政調整事業の取組を実施しており、大阪府と本市を含めた代表市町村等で構成する「広域化調整会議」等において、引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>また、高齢化の進展による保険料負担の急増や中間所得者層の保険料負担の緩和、今後の医療費の増嵩などに耐え得る財政基盤の強化を図るため、更なる財政支援の拡充を求めるとともに、医療保険制度間の保険料負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国民健康保険の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化などの制度の抜本的な改革の実施について、引き続き国に要望を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理） 電話：06-6208-7961

番号	2.
項目	<p>減免申請は申請時期に関わらず年度当初に遡及して適用すること。制度周知があまりに不足している実態に鑑み、昨年度までの減免申請書、添付書類による申請でも受け付けること。</p> <p>今年度の中小業者の経営不振の場合の必要書類があまりにも複雑で、負担が大きい。申請書類や収入算定方法の統一・簡略化など申請手続きにおける負担軽減に努め、簡素で柔軟な運用に見直すこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しているところであり、今後においても、「府内統一基準」に沿った対応を行ってまいります。</p> <p>なお、市町村が行う保険料の減免につきましては、法令等の規定に基づき、条例の定めるところにより申請によって減免することとされています。所得減少減免につきましては、減免を受けようとする月の納期限までに申請書を提出しなければならないとしているほか、減免の対象となる保険料は、特別な事由がない限り申請のあった月以降の保険料を対象としているところであり、引き続き適正に実施してまいります。</p> <p>また、今年度につきましては、減免申請書の様式変更に伴い、旧様式で申請があった場合には、いったん申請を受け付けた上で、再度新様式の申請書の提出をお願いしているところです。</p> <p>減免制度につきましては、本市におきましては、6月の国民健康保険料決定通知書送付時に制度案内のビラを同封するとともに本市ホームページにて周知を行っているところですが、制度周知の手法等につきましては、今後とも大阪府及び他市町村と協議を重ねて、より被保険者にとって分かりやすいものとなるよう努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7964

番号	3.
項目	被保険者から納付困難の申し出があれば申請がなくても減免制度や納税緩和措置を案内し、積極的に活用すること。必要に応じて生活保護など他の制度へつなぐこと。
<p>(回答)</p> <p>保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しております。</p> <p>納付義務者等の置かれた状況を十分に配慮し、徴収猶予についても適切に対応することとしており、必要に応じて生活困窮者自立支援制度等ほかの制度へつないでおります。</p> <p>保険料滞納世帯に対しては、文書送付や電話などにより接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて先に述べた減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かく丁寧な対応を行っています。</p> <p>なお減免制度につきましては、6月の国民健康保険料決定通知書送付時に制度案内のビラを同封するとともに本市ホームページにて周知を行っており、減免申請書もホームページからダウンロードすることが可能です。</p> <p>また保険料を納めていただけない世帯に対しては、関係法令に基づき財産調査を行い、その結果財産が判明した場合には、判明した財産が差押禁止財産に該当しないことやその財産の状況などを慎重に審査した上で、まず差押予告を行い、保険料滞納世帯との接触を図り、個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促しております。</p> <p>それでもなお、特別な事情がないにもかかわらず、保険料を納めていただけない場合は、関係法令に基づき適正に差押等の滞納処分を行っています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7964 福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納） 電話：06-6208-9872

番号	4.
項目	未就学児の均等割軽減を独自で拡充し、18歳まで対象とすること。災害減免を拡充し、「事業所」や「一部損壊」等も対象とすること。
<p>(回答)</p> <p>こどもに係る均等割保険料の軽減措置の導入とそれに伴う財政支援につきまして、令和4年度より未就学児の均等割保険料の5割が公費により軽減されたところですが、子育て世帯の負担軽減を図るためには、未就学児のみならず、さらなる軽減措置の拡充が必要であることから、国に対し要望を行っているところです。加えて、大阪府に対しましても、軽減措置の拡充について、国へ働きかけるよう要望を行っております。</p> <p>また、保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しているところであり、今後においても、「府内統一基準」に沿った対応を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7964

番号	5.
項目	減免基準だけでなく、減免事務運用、手引き、Q&A を府民に公開し、市町村や府民からの要望・意見からを反映できる仕組みをつくるよう強く大阪府に求めること。
<p>(回答)</p> <p>保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しているところであり、今後においても、「府内統一基準」に沿った対応を行ってまいります。</p> <p>減免制度につきまして、本市におきましては、6月の国民健康保険料決定通知書送付時に制度案内のビラを同封するとともに本市ホームページにて周知を行っているところですが、制度周知の手法等につきましては、今後とも大阪府及び他市町村と協議を重ねて、より被保険者にとって分かりやすいものとなるよう努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7964